

よくある質問と回答(医療的ケア児・者の家族のみなさま向け)

(事業内容)

[Q1 事業内容に「家族の代わりに行う医療的ケア等を行います」とありますが、具体的にどのようなサービスが提供されますか](#)

[Q2 自宅以外に看護師を派遣してもらうことは可能ですか](#)

[Q3 この事業を利用している間、家族は同席していなくても良いですか](#)

(対象者)

[Q4 どのような人が事業の対象ですか](#)

[Q5 「認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制」とは何ですか](#)

[Q6 事業の対象者となる「医療的ケア児・者」には、年齢の制限はありますか](#)

[Q7 常時医学的管理が必要とはどのような状態のことを指しますか](#)

[Q8 普段訪問看護を利用していないのですが、この事業を利用することはできますか](#)

(利用できる時間・日数・回数)

[Q9 利用できる時間数に制限はありますか](#)

[Q10 1日に1時間ずつ、2回に分けて利用することはできますか](#)

[\(例:レスパイト事業を1時間、訪問看護を1時間利用した後に、更にレスパイト事業を1時間利用する\)](#)

[Q11 利用時間の管理は誰が行いますか](#)

[Q12 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表\(家族用\)」はどのように使いますか](#)

(費用)

[Q13 この事業を利用するのに費用はかかりますか](#)

(利用の流れ)

[Q14 この事業を利用するための申請手続きについて教えてください](#)

[Q15 市外に転出する場合や、医療的ケアが必要でなくなった場合にはどのような手続きが必要ですか](#)

(その他)

[Q16 2か所以上の訪問看護事業所を利用することは可能ですか](#)

[Q17 2か所の訪問看護事業所を利用する場合、利用時間の上限は2倍になりますか](#)

[Q18 年度ごとに利用登録をする必要はありますか](#)

(事業内容)

Q1 事業内容に「家族の代わりに行う医療的ケア等を行います」とありますが、具体的にどのようなサービスが提供されますか

A1 本事業では、横浜市に登録した訪問看護事業所の看護師が、医療的ケアを必要とする方のご自宅に訪問し、医療ケアと見守りを行います。訪問する看護師は、ご家族が普段行っている医療的ケア(例:人工呼吸器管理や経管栄養など)や、療養上の世話(食事介助、排泄介助、体位交換など)を、ご家族に代わって行います。

Q2 自宅以外に看護師を派遣してもらうことは可能ですか

A2 自宅への訪問のみとします。

Q3 この事業を利用している間、家族は同席していなくても良いですか

A3 本事業では、医療的ケア児・者の家族の休息時間を確保することを目的としているため、サービスを提供する時間に常時家族の同席は必要ではありません。ただし、医療的ケア児・者の安全の確保は最優先事項のため、外出する場合には緊急時の連絡先を交換するなど、事前に訪問看護事業所と安全面について十分に話し合った上で実施をしてください。

(対象者)

Q4 どのような人が事業の対象ですか

A4 以下の全ての要件に該当する医療的ケア児・者のご家族が対象です。

- ・横浜市内に住所があること

- ・常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者であること

ただし、認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制が整っている方及び介護保険対象者は除きます。

Q5 「認定特定行為業務従事者によるサービスの提供体制」とは何ですか

A5 「認定特定行為業務従事者」とは、医療職でない介護職員などが、国が定めた研修(例:喀痰吸引等研修)を修了し、必要な知識と技術を身につけたうえで、都道府県から認定を受けた方のことです。このような方が所属する事業所からサービスを受けている場合は、そちらを優先してください。

Q6 事業の対象者となる「医療的ケア児・者」には、年齢の制限はありますか

A6 「医療的ケア児・者」には、年齢の制限はありません。ただし、介護保険の対象となっている方は、介護保険によるサービスが優先されるため、本事業の対象にはなりません。

Q7 常時医学的管理が必要とはどのような状態のことを指しますか

A7 身体の状態は安定しているが、各種の医療機器を装着していることや、頻回な吸引が必要であるなど、医療的ケアが常時必要な状態のことです。

具体的には、人工呼吸器を装着している、気管切開を行っている、経管栄養を行っているなどの状態にある方です。

Q8 普段訪問看護を利用していないのですが、この事業を利用することはできますか

A8 普段から訪問看護を利用している方を対象としています。現在訪問看護を利用していない方は、ご利用いただけません。

(利用できる時間・日数・回数)

Q9 利用できる時間数に制限はありますか

A9 1日1回までの利用で、1回あたりの利用時間は30分以上2時間以内です。
年間(4月1日～3月31日)の上限時間は24時間です。

Q10 1日に1時間ずつ、2回に分けて利用することはできますか

(例:レスパイト事業を1時間、訪問看護を1時間利用した後に、更にレスパイト事業を1時間利用する)

A10 1日1回までの利用のため、2回に分けて利用することはできません。

Q11 利用時間の管理は誰が行いますか

A11 対象の方の利用登録を行った事業所とご家族のそれぞれで行います。事業所から渡される「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」に利用した日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間の記録をつけ、年間の利用時間(24時間)を超えないようにしてください。

Q12 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」はどのように使いますか

A12 この管理表は、年間の利用時間をご家族が把握し、安心してサービスを利用するためのものです。

レスパイト事業を利用した際に、その都度、利用時間を記入してください。

ご自身で利用状況を確認するためだけでなく、事業所と利用時間を確認・共有する際にも活用できます。

記入方法やご不明な点がある場合は、ご利用されている事業所やこども青少年局障害児福祉保健課にご相談ください。

(費用)

Q13 この事業を利用するのに費用はかかりますか

A13 利用料はかかりません。横浜市が登録事業所に対して費用をお支払いします。

ただし、利用時間を超過した場合の費用や交通費などは横浜市からお支払いしません。利用者の自己負担が発生する場合がありますので、利用予定の登録事業所に前もってご確認ください。

(利用の流れ)

Q14 この事業を利用するための申請手続きについて教えてください

A14 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」に必要事項を記入し、利用を希望する登録事業所に提出します。詳しくはご家族向けの事業案内をご確認ください。

Q15 市外に転出する場合や、医療的ケアが必要でなくなった場合にはどのような手続きが必要ですか

A15 「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」に変更する事項を記載し、登録事業所に提出してください。

(その他)

Q16 2か所以上の訪問看護事業所を利用することは可能ですか

A16 横浜市に事業所登録され、本事業の委託契約を結んでいる訪問看護事業所であれば、複数の事業所によるサービス提供は可能です。複数の事業所を利用する場合は、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」に記録を行い、年間の利用時間を超えないようにしてください。
様式については [Q12](#) をご参照ください。

Q17 2か所の訪問看護事業所を利用する場合、利用時間の上限は2倍になりますか

A17 2か所の訪問看護事業所を利用しても、年間の利用上限時間(24 時間)は変わりません。
各事業所と利用時間の調整を行っていただくようお願いいたします。

Q18 年度ごとに利用登録をする必要はありますか

A18 年度ごとの再登録は不要です。ただし、ケアの内容や住所などに変更がある場合は変更申請が必要ですので、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」をご提出ください。